

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（会社分割の認可の申請）</p> <p>第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 分割会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下ニにおいて同じ。）及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面</p> <p>ホ （略）</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（会社分割の認可の申請）</p> <p>第三十六条 特定少額短期保険業者は、改正法附則第十五条第十六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 分割会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下ニにおいて同じ。）及び会社分割の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面</p> <p>ホ （略）</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>2～5 （略）</p>

(業務運営に関する措置)

第三十七条の三 令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であつた少額短期保険業者等者に対する規則第二百十一条の三十の規定の適用については、同条第三号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者(同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下口において同じ。)である場合にあつては、当該一の被保険者当たり一億円(同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円)、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあつては、当該一の被保険者当たり六千万円(同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円)を超えてはならないこと。」と、同号ハ中「少額短期保険業者が」とあるのは「特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと又は」とする。

(業務運営に関する措置)

第三十七条の三 令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であつた少額短期保険業者等者に対する規則第二百十一条の三十の規定の適用については、同条第三号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者(同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下この口において同じ。)である場合にあつては、当該一の被保険者当たり一億円(同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円)、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあつては、当該一の被保険者当たり六千万円(同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円)を超えてはならないこと。」と、同号ハ中「少額短期保険業者が」とあるのは「特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと又は」とする。